

電子決済手段等取引業の登録申請支援

ブロックチェーン技術を利用した送金・決済サービス等に用いられる、法定通貨の価値と連動するいわゆるステーブルコインが海外市場を中心に拡大するとともに、ステーブルコインを活用するビジネスを検討する企業が増えています。

国内に置いてステーブルコインの仲介等を業として行う「電子決済手段等取引業」に関する新しい法制度が整備され、電子決済手段等取引業を営むには、資金決済に関する法律に基づく登録が必要となります。

あずさ監査法人では、資金決済に関する法律や関連する政府令・事務ガイドライン等を踏まえながら、類似業界におけるベストプラクティス等に関する豊富な知見を基に、電子決済手段等取引業の登録申請を支援するアドバイザリーサービスを提供します。

想定される電子決済手段等取引業の登録申請の審査等に係るプロセス

一般的に、規制当局に登録申請書が受理される前に、事前相談のプロセスがあります。事前相談では当局より提示される質問票等に回答を記載した回答書等を提出し、補正等がなくなった後、役員ヒアリングや書面審査がある主要プロセスに進みます。主要プロセスの完了後、登録申請書を提出すると受理されます。

*円滑な登録に向けたポイント

登録に要する期間を短縮するうえでは、主要プロセスに入るまでの期間をいかに短縮するかが重要です。



電子決済手段等取引業に係る登録申請書に添付する主な添付書類（抜粋）

- 電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類
- 株主の名簿ならびに定款および登記事項証明書またはこれに代わる書面
- 最終の貸借対照表および損益計算書またはこれらに代わる書面
- 事業開始後三事業年度における電子決済手段等取引業に係る収支の見込みを記載した書面

- 取り扱う電子決済手段および当該電子決済手段を発行する者の概要を説明した書類
- 電子決済手段等取引業に関する組織図
- 電子決済手段等取引業に関する社内規則等
- 電子決済手段等取引業の利用者と電子決済手段等取引業に係る取引を行う際に使用する契約書類
- 電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託する場合は、当該委託に係る契約の契約書

電子決済手段等取引業者に係る規制

行為規制（事務ガイドラインの主な項目）

【業務の適切性等】

- 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等
- 取引時確認等の措置
- 反社会的勢力による被害の防止
- 利用者保護措置等
- 信用取引への対応
- 利用者が預託した金銭・電子決済手段の分別管理
- 発行者等との契約締結義務
- 電子決済手段の流出リスクへの対応
- 帳簿書類

- 利用者に関する情報管理態勢
- 苦情等への対象（金融ADR制度への対応も含む）
- 口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの連携
- 不正取引に対する補償

【事務運営】

- システムリスク管理
 - 事務リスク管理
 - 外部委託
- 【障がい者への対応】

自己信託をする場合の承認

顧客から預託を受けた電子決済手段は、当局の承認を得ることで、信託会社等への信託に代わって、信託法第三条第三号に掲げる方法によってする電子決済手段の信託（「利用者区分管理電子決済手段自己信託」）の方法により管理することができます。当該承認を受けるには、以下のような体制を整備する必要があります。

- 1 資本金の額および純資産額が3000万円以上であること。
- 2 利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務の内容および方法を記載した書類の規定が、法令に適合し、かつ、当該事務を適正に遂行するために十分なものであること。
- 3 人的構成に照らして、利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務を的確に遂行することができる知識および経験を有すること。

電子決済手段等取引業の登録申請支援の提供例

01

現状把握

電子決済手段等取引業者として展開を予定しているビジネスモデル・収益計画等を確認するとともに、現状の規制遵守態勢および今後の人員計画等についてヒアリングや資料閲覧等を通じて把握します。

- 展開する電子決済手段等取引業の確認
- 現状の規制遵守に係る態勢の把握

02

ギャップ分析

政府令やガイドラインを含む金融庁公表資料、業界団体のガイドライン等をベンチマークとし、他社事例にも精通する専門家による比較・ギャップ分析を行います。

- 現状とのギャップ分析の実施
- ギャップ事項の特定および確認
- ギャップ事項に係る対応策の策定

03

態勢整備等

洗い出された対応事項について、社内規程等の作成支援、内部管理等の規制遵守態勢構築に向けた助言および登録申請書類のレビュー等により登録申請を支援します。

- 登録申請書類のレビュー
- 関連規程類の整備支援
- 規制遵守態勢の構築に係る助言

有限責任 あずさ監査法人

金融統轄事業部 金融アドバイザー事業部

ディレクター 保木 健次

E: kenji.hoki@jp.kpmg.com

〒100-8172

東京都千代田区大手町1丁目9番7号

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

kpmg.com/jp/fintech

本リーフレットで紹介するサービスは、公認会計士法、独立性規則及び利益相反等の観点から、提供できる企業や提供できる業務の範囲等に一定の制限がかかる場合があります。詳しくは有限責任 あずさ監査法人までお問い合わせください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 23-5063

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.